

# 岐阜県公報

第二千九百九号

平成二十九年十二月二十六日

(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

### 人事委員会規則

岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 告示

木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立

揖斐川森林計画区の地域森林計画の変更

宮・庄川森林計画区の地域森林計画の変更

長良川森林計画区の地域森林計画の変更

飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更

道路の供用開始

### 訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

### 公示

電気事業法第六十三条第二項において準用する同法第二十五

条第四項の規定に基づく通知

土岐都市計画道路事業の周知

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百一号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の次に次の一条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税に係る延滞金免除の通知等）

第六十七条の二 第二十二條の規定は、法第七十二條の五十七の二第五項の規定により延滞金を免除した場合又は同項ただし書の規定により延滞金を免除しないこととした場合について準用する。

2 第二十三條の規定は、法第七十二條の五十七の二第二項の規定により徴する担保について準用する。この場合において、第二十三條第三項中「法第十六條第三項」とあるのは、「法第七十二條の五十七の二第三項において準用する法第十六條第三項」と、同条第四項中「法第十六條の五十一項」とあるのは、「法第七十二條の五十七の二第二項において準用する法第十六條の五十一項」と読み替えるものとする。

第六十八條の二第三項中「第二十三條第一項第九号」を「第二十三條第一項第十号」に改める。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

二項」に改める。  
 第二十二号様式及び第三十一号様式から第三十三号様式までの規定中「第64条の3」を「第64条の3、第67条の2」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第六十八条の二第三項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百二二号

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県通訳案内士法施行細則（平成十八年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（業務廃止等届出書）

第三条 省令第二十二条の規定による届出は、別記様式によるものとする。

第四条の見出し及び同条第一項中「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

業務廃止等届出書

登録番号  
 登録年月日

(フリガナ)

氏 名

(英 語)

年 月 日生

(フリガナ)

住 所

(英 語)

電話 ( )

合格した外国語の種類

通訳案内士法施行規則第22条の規定により、全国通訳案内士業務の廃止等を届け出ます。

業務の廃止等の生じた年月日

年 月 日  
 岐阜県知事 様

住 所 氏 名

附則  
この規則は、平成三十年一月四日から施行する。

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項の表第五号の業務の項及び第六号の業務の項中「四千二百五十円」を「五千円」に改め、同表第七号イの業務の項中「千五百円」を「千八百円」に、「三千円」を「三千六百円」に改め、同表第七号ロの業務の項中「千五百円」を「千八百円」に改める。

附則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により木曾川森林計

画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十二月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	二百六十一号	高山市高根町中之宿字御堂ノ平三七二番一地从先から同市同町同字大空三八九番二地先まで	三〇〇	平成 二元・三・二六	平成 二元・三・五

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十号

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

総務部  
出納事務局  
各県税事務所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の次に次の二条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予等）

第八十一条の二 第十三条第一項から第四項まで及び第八項から第十項までの規定は、法第七十二条の五十七の二第一項の規定による徴収の猶予及び同条第四項の規定による徴収の猶予の取消し並びに同条第五項の規定による延滞金の免除について準用する。

2 第十七条の規定は、法第七十二条の五十七の二第二項の規定により担保を徴する場  
合について準用する。

（個人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知に基づく通知）

第八十一条の三 法第七十二条の五十七の三第一項から第三項までの規定による通知を受けた県税事務所長は、遅滞なく、別記第八十四号の様式によつて関係都道府県知事に通知しなければならない。

別記様式目次中「第八十八条の二第二項」を「第八十一条の二第一項、第八十八条の二第二項」に、「第八十八条の二第二項」を「第八十一条の二第二項、第八十八条の二第二項」に、「第八十四号様式 個人の事業税減額通知書」を「第八十一条」を「第八十四号様式 個人の事業税減額通知書」を「第八十一条」に改め

「第八十四号の様式 租税条約に基づく申立てが行われ た場合における個人事業税の徴収 猶予通知書」に改め

別記第十三号様式から別記第十三号の四様式まで、別記第十四号様式及び別記第二十四号様式から別記第二十六号様式までの規定中「~~第○条の○~~」を「~~第○条の○~~」に改める。  
別記第八十四号様式の次に次のように加える

第184号の2様式（用紙日本工業規格A 4）（第81条の3関係）

租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人事業税の徴収猶予について（通知）

税第 号  
年 月 日

知事 様

岐阜県 県税事務所長

このことについて次のとおり通知します。

氏	名		
住	所		
主たる事務所等所在地			
通知理由	1 租税条約に基づく申立てが行われた。 2 租税条約に基づく申立てに係る相互協議において相手国と合意せず。 3 租税条約に基づく申立てに係る相互協議において相手国と合意が行われた。		
通知理由に該当することとなった日		年	月 日
申立て又は合意に基づく課税年度		更正等に係る税額	更正等に係る所得金額
課税年度	事業年		
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
参考事項			

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

附則  
この訓令は、平成三十年一月一日から施行する。

公 示

電気事業法第六十三條第二項において準用する同法第二十五條第四項の規定に基づく通知

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号、以下「法」という。）第六十三條第一項の規定について、同條第二項において読み替えて準用する法第二十五條第四項の規定による裁定をした旨の通知は、当該通知を受けるべき者について送付するべき場所を確定することができないので、通知に代えてその内容を公示する。

なお、金額について不服がある者は、法第六十三條第二項において準用する法第三十三條第一項及び第二項の規定により、この公示の日から六月以内に関西電力株式会社を被告として訴えをもってその金額の増減を請求することができる。

また、この裁定に不服がある者は、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に岐阜県知事に対し審査請求をすることができる。ただし、法第六十三條第二項において準用する法第三十三條第三項の規定により、金額についての不服を裁定についての不服の理由とすることはできない。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 法第六十二條の規定による損失の補償をする者

大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号 関西電力株式会社

二 法第六十三條第二項において読み替えて準用する法二十五條第三項の規定による通知を受けるべき者の氏名及び住所並びに補償金

氏名	住 所	補償金の額
小原 貞明	愛知県刈谷市新富町一丁目四五番地	五百九十五円

- 三 支払の時期  
平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月三十一日まで
- 四 支払の方法  
持参払

土岐都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條第二項の規定により都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六條の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

土岐都市計画道路事業

三・四・一・二号 妻木線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜県数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 岐阜県土岐市妻木町字須後下及び字上石神地内

使用の部分 なし